

愛知県警察緊急事態対処センター建築等設計業務説明書

1 業務概要

(1) 業務の目的

本業務は、常滑市セントレア三丁目地内に計画する愛知県警察緊急事態対処センター建築等設計を行うものである。

(2) 業務内容

本業務の主な業務内容は、以下の設計等である。

ア 新築

I 大スパン架構棟 延べ面積 合計 783.30 m²
構造 鉄骨造
規模 平家建（建物内部に付属棟を整備）

以下、付属棟（大スパン架構棟内に整備）

①指揮棟 延べ面積 合計 485.65 m²
構造 鉄骨造
規模 2階建

②訓練棟A 延べ面積 合計 709.24 m²
構造 鉄骨造（一部鉄筋コンクリート造）
規模 3階建

③訓練棟B 延べ面積 合計 90.48 m²
構造 鉄骨造
規模 2階建

II 射撃場棟 延べ面積 合計 187.00 m²
構造 鉄骨造
規模 平家建

イ 取壊し

・旧庁舎 延べ面積 3,435.23 m²
構造 鉄筋コンクリート造
規模 4階建

・旧車庫・倉庫棟 延べ面積 396.00 m²
構造 鉄筋コンクリート造
規模 2階建

・旧エネルギー棟 延べ面積 159.36 m²
構造 鉄筋コンクリート造
規模 2階建

(3) 履行期限

令和10年9月29日(金)

(4) 成果品

成果品は、基本設計業務委託特記仕様書「II.8 成果物等」及び「II.9 電子納品について」による。

(5) 業務量の目安

本業務の参考業務規模は、164,450千円程度(税抜き)を想定している。

(6) その他

本業務の契約書は愛知県建築設計業務等委託契約約款のとおりとし、特記仕様書は別添のとおりとする。

2 応募方法等について

応募は、参加表明書及び技術提案書を提出することにより行う。

参加表明書及び技術提案書の審査結果により、企画提案書の提出者（以下「提案者」という。）を選定する。

3 参加表明書及び技術提案書の提出期間、提出先及び方法

提出期間 令和8年4月28日(火)から令和8年5月22日(金)までの間で、県の休日に関する条例（平成元年愛知県条例第4号）第1条に規定する休日（以下「休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時まで。（正午から午後1時までを除く。）

提出先 「20 本業務の担当窓口」に同じ

提出方法 提出先への持参又は郵送（書留郵便に限る。）

提出部数 書面1部

4 参加表明書の作成及び記載上の留意事項

参加表明書は、別添（様式1、2）に示すとおりとする。

事務所の業務実績の記載上の留意事項は次表のとおりとする。

記載事項	記載上の留意事項
事務所の業務実績	記載した業務については、契約書と図面の写し等（要件を満たすことを判断できる最低限の資料とする。）を提出すること。 業務体制は、予定技術者の業務実績として判断できる資料（業務体制台帳又は体制表等とし、公的に判断できるものが望ましい。）を提出すること。 設計共同体としての実績は、出資比率が確認できる資料を提出すること。

5 技術提案書の作成及び記載上の留意事項

技術提案書は、別添（様式3～6及び様式10）に示すとおりとする。

業務実施体制等の記載は、別添「簡易公募型プロポーザル方式技術提案書の作成上の注意事項」によること。

6 提案者として選定されるために必要な要件

提案者は、次の(1)から(3)に示す要件を全て満たし、かつ、技術提案書の評価が上位の者について5者を上限として選定する。ただし、上位の者が同点により5者以上となった場合は、同点の者も選定する。

(1) 基本的要件

提案者は、次に掲げる資格を満たしている単体企業とする。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。

ウ 令和8年度及び令和9年度の愛知県建設局、都市・交通局及び建築局の入札参加資格者名簿に、建築設計業務に係る認定を受けて掲載されている者で、事務所を愛知県内に置いていること。

エ 参加表明書及び技術提案書の提出日から対象業務の見積合わせの日までの期間に、愛知県警察建設工事指名停止取扱要領に基づく指名停止を受けていないこと。

オ 参加表明書及び技術提案書の提出日から対象業務の見積合わせの日までの期間に、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）1(1)アに規定する調達契約からの排除措置を受けていないこと。

カ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者又

は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査の申請を行い愛知県から認定を受けた者については、更生手続開始又は再生手続開始の申立てをなされなかった者とみなします。

キ 入札参加を希望する者との間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

なお、次のいずれかの関係がある場合であって、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取るときは、愛知県警察入札者心得書第12の規定に抵触するものでないことに留意すること。

(7) 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合

- a 親会社等と子会社等の関係にある場合
- b 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

(i) 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、aについては、会社等の一方が、再生手続が存続中の会社等又は更生会社である場合を除く。

- a 一方の会社等の役員（株式会社の取締役（指名委員会等設置会社にあつては執行役）、持分会社（合名 会社、合資会社若しくは合同会社をいう。）の業務を執行する社員、組合の理事又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- b 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- c 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(ウ) その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記(7)又は(i)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

ク 愛知県警察が定める表明・確約書及び法人等（法人又は団体若しくは個人をいう。）の役員等（法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあつてはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。）に係る名簿が提出されていること。

(2) 業務実績に関する要件

提案者は、会社として、過去10年間（今年度の4月1日の10年前から本業務の参加表明書及び技術提案書を提出する前日までの間）に次に示す設計業務を完了及び引渡した実績を有すること。ただし、設計共同体としての実績は、出資比率50%以上のものに限る。

- ・ 構造：鉄筋コンクリート造、鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造
- ・ 用途・規模：下の①又は②とする。
 - ① 官公庁施設で延べ面積2,200㎡以上^(※1) ^(※2) ^(※3)
 - ② 階高10m以上でその部分が780㎡以上の建築物^(※1)
- ・ 工事の種別：新築、増築又は改築
- ・ 業務の種別：実施設計

※1 延べ面積とは、新築、改築の場合は1棟、増築の場合は増築部分の面積をいう。

※2 官公庁施設とは、国、地方公共団体又はこれらに類する団体が整備する建築物で、学校、住宅（及びこれらに付随する建物）を除くものをいう。これらに類する団体とは以下をいう。

- ・ 地方住宅供給公社法第1条に定める地方住宅供給公社
- ・ 独立行政法人通則法第2条に定める独立行政法人
- ・ 地方独立行政法人法第2条に定める地方独立行政法人

※3 複合施設の場合は、官公庁施設として使用する面積（これに付随する共用部分を含む。）が2,200㎡以上ある建物とする。

(3) 業務実施体制に関する要件

ア 配置予定管理技術者については、一級建築士の資格を有すること。

イ 記載する予定技術者の兼務できる範囲、再委託を認める分野については、次の表のとおりとする。

分担業務分野	予定技術者	自社の予定技術者		協力会社への再委託
		選任	兼務できる範囲	
—	管理技術者	必要	他の分担業務分野との兼務は認めない	認めない
建築	主任担当技術者	必要	他の分担業務分野との兼務を認める	認めない
構造	主任担当技術者又は担当技術者	必要	他の分担業務分野との兼務を認める	認める
積算	主任担当技術者又は担当技術者	必要	他の分担業務分野との兼務を認める	認める
電気	主任担当技術者又は担当技術者	必要	他の分担業務分野との兼務を認める	認める
機械	主任担当技術者又は担当技術者	必要	他の分担業務分野との兼務を認める	認める

ウ 再委託先である協力事務所が愛知県の建設コンサルタント業務等の競争入札参加資格者である場合は、当該協力事務所が指名停止期間中でないこと。

7 技術提案書を特定するための評価項目

業務の実施体制として、配置予定の技術者（管理技術者、建築、構造、積算、電気設備、機械設備）及び事務所に、次の項目を評価する。＜配点75点＞

- ア 管理技術者を除く予定技術者の資格＜25点＞
- イ 過去5年間の類似業務の実績＜25点＞
- ウ 過去10年間の受賞歴等＜5点＞
- エ 建築CPDの実績＜10点＞
- オ 手持ち業務の繁忙度＜0点（減点方式）＞
- カ 社会的取組の実施状況＜10点＞

8 提案者として選定した者への通知

提案者として選定した者には、書面により通知する。
選定通知の日は、令和8年6月8日(月)を予定している。

9 非選定理由に関する事項

- (1) 参加表明書及び技術提案書を提出した者のうち、提案者として選定されなかった者に対しては、愛知県警察本部長から選定されなかった旨とその理由を書面により通知する。
- (2) (1)の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して7日（休日を除く。）以内に書面（書式は自由とする。ただし、規格はA4判とし、愛知県警察本部長宛とする。）により、選定されなかった理由について説明を求めることができる。
- (3) (2)の回答は、説明を求めることが出来る最終日の翌日から起算して7日以内に書面により行う。
- (4) 選定されなかった理由の説明要求の受付場所及び受付時間は次のとおりとする。
 - ア 受付場所 「20 本業務の担当窓口」に同じ
 - イ 受付時間 休日を除く日の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）。

10 企画提案書の提出期間、提出先及び方法

提出期間 提案者として選定した通知を受けた日から令和8年7月21日(火)までの間で、休日を除く日の午前9時から午後5時まで。（正午から午後1時までを除く。）

提出先 「20 本業務の担当窓口」に同じ

提出方法 提出先への持参又は郵送（書留郵便に限る。）

提出部数 書面 1 部及びPDFファイルとして保存されたCD-R等の電磁的記録媒体 1 部

11 企画提案書を特定するための評価項目

業務の実施方針及び特定テーマに対する企画提案として、それぞれ次の項目について具体的な記載がなされた場合に有効なものとして評価する。＜配点130点＞

ア 業務の実施方針

業務の取組体制、工事コスト管理、業務スケジュール管理の取組方針＜配点38点＞

- ・ 業務の取組体制
- ・ 工事コスト管理
- ・ 業務スケジュール管理

イ 特定テーマに対する企画提案

次の特定テーマ①から③に対する企画提案として、それぞれ次の項目について、的確性及び実現性の観点から具体的な記載がなされた場合に有効なものとして評価する。なお、提案についてはコストに配慮した提案とすること。

特定テーマ① 敷地特性に配慮した配置・平面計画等についての提案＜配点34点＞

- ・ 配置・平面計画に関する検討
- ・ 動線・ゾーニングに関する検討
- ・ 機密性・セキュリティに関する検討

特定テーマ② 多様な訓練を行う施設としての機能・性能についての提案＜配点 40 点＞

- ・ 多様な特殊訓練に対応する機能・性能に関する検討
- ・ 特殊な施設における保守性・耐久性に関する検討
- ・ 訓練員等に配慮した施設計画に関する検討

特定テーマ③ 第三者評価を活用した、設計判断プロセスと妥当性担保についての提案＜配点 18 点＞

- ・ 第三者評価を受ける論点整理の的確性
- ・ 第三者評価を踏まえた設計プロセス

12 企画提案書の作成及び記載上の留意事項

企画提案書は、別添（様式7～9）に示すとおりとする。

実施方針及び手法等の作成及び記載上の留意事項は次表のとおりとする。

記載事項	内容に関する留意事項
共通事項	<ul style="list-style-type: none">・ 提案は、文章での表現を原則とし、基本的な考え方を簡潔に記述すること。・ 視覚的表現については、文章を補足するために必要最低限の範囲においてのみ認めるが、具体的な建物の設計又はこれに類する表現、詳細・細部の描き込みや、簡易でない表現をしてはならない。・ 企画提案の評価にあたっては、文章により表現された内容を評価することが基本であり、文章を補足するイメージ図等の視覚的表現については、見栄えや精度で差をつけて評価しない。・ 文章の補足と認められない視覚的表現又はその部分（例えば、イメージ図での表現があるがそれに対応する文章がない場合）は、評価対象とならない。・ 表現の許容範囲については、大臣官房官庁営繕部整備課課長補佐（総括担当）及び設備・環境課課長補佐（総括担当）から大臣官房官庁営繕部整備課特別整備室課長補佐、各地方整備局営繕部整備課長、北海道開発局営繕部営繕整備課長及び沖縄総合事務局開発建設部営繕課長宛て、「技術提案における視覚的表現の取扱いについて」（平

	<p>成30年4月2日付け事務連絡)別紙1を参照すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提出者(協力事務所を含む。)を特定することができる内容の記述(会社、施設の名称等(以下「社名等」という。))を記載してはならない。
業務の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・記載様式は様式8とし、A3判1ページ以内に記載する。なお、規定ページ数を超過した場合、超過したページ以降の内容は評価対象とならない。 ・文字の大きさは、文章は最小縦横12pt、補足図等は最小縦横10ptとする。これを逸脱する場合、評価対象とならない。 ・業務スケジュール管理の文章の補足図として業務工程表を表現すること。
特定テーマ	<ul style="list-style-type: none"> ・記載様式は様式9とし、特定テーマ①、②、③をそれぞれA3判1ページ以内に記載する。なお、規定ページ数を超過した場合、超過したページ以降の内容は評価対象とならない。 ・文字の大きさは、文章は最小縦横12pt、補足図等は最小縦横10ptとする。これを逸脱する場合、評価対象とならない。 ・プロポーザルは業務における具体的な取組方法について提案を求めるものであり、当該業務の具体的な内容や成果品の一部(図面、模型写真、透視図等)の作成や提出を求めるものではない。 ・本説明書において記載した事項以外の内容を含む企画提案書については、提案を無効とする場合があるので注意すること。 ・提示したコスト(工事費)を超えた提案を行った場合については、提案を無効とする場合があるので注意すること。

13 特定に関する事項

特定は、技術提案書と企画提案書の評価点を合算して行う。

技術提案書及び企画提案書が特定された者に対しては、書面により通知する。

特定した者への通知の日は、令和8年8月21日(金)を予定する。

14 非特定理由に関する事項

- (1) 提出した技術提案書及び企画提案書が特定されなかった者に対しては、愛知県警察本部長から特定されなかった旨と、その理由を書面により通知する。
- (2) (1)の通知を受けた者は通知を受けた日の翌日から起算して7日(休日を除く。)以内に、書面(書式は自由とする。ただし、規格はA4判とし、愛知県警察本部長宛とする。)により、特定されなかった理由について説明を求めることができる。
- (3) (2)の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して7日以内に、書面により行う。
- (4) 特定されなかった理由の説明要求の受付場所及び受付時間は、次のとおりとする。
 - ア 受付場所 「20 本業務の担当窓口」に同じ
 - イ 受付時間 休日を除く日の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

15 業務説明書の内容についての質問の受付及び回答

- (1) 業務説明書の内容についての質問は、書面(書式は自由とする。ただし、規格はA4判で回答欄を設けたものとし、愛知県警察本部長宛とする。)により行うものとし、事前に電話で通知するとともに持参、電子メール又はファクシミリで送信すること。なお、当該書面には回答を受ける者の所属、氏名、電話番号、メールアドレス及びFAX番号を併記すること。
 - ア 質問の受付先 「20 本業務の担当窓口」に同じ
 - イ 質問の受付期間
 - (ア) 参加表明書及び技術提案書 令和8年4月28日(火)から令和8年5月22日(金)までの間で、休日

を除く日の午前9時から午後5時まで。(正午から午後1時までを除く。)

(イ) 企画提案書 提案者として選定した通知を受けた日から令和8年7月13日(月)までの間で、休日を除く日の午前9時から午後5時まで。(正午から午後1時までを除く。)

(2) 質問に対する回答は、原則として、質問を受理した日から5日(休日を除く。)以内に電子メール又はファクシミリにより回答するとともに、次のとおり閲覧に供する。

ア 閲覧場所 「20 本業務の担当窓口」に同じ

イ 閲覧期間

(ア) 参加表明書及び技術提案書 回答の翌日から参加表明書及び技術提案書の提出期限の前日までの間で、休日を除く日の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

(イ) 企画提案書 回答の翌日から企画提案書の提出期限の前日までの間で、休日を除く日の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

16 関連情報を入手するための照会窓口

「20 本業務の担当窓口」に同じ

17 契約書作成の要否等

愛知県建築設計業務等委託契約約款により契約書を作成するものとする。

18 支払条件

令和8年度においては基本設計業務に相当する部分の完了をもって契約金額の概ね3/10の範囲内で支払うものとし、残額については令和9・10年度実施設計業務の完了をもって支払うものとする。

なお、令和8年度基本設計業務での成果品については別添「基本設計業務委託特記仕様書」による。

19 その他の留意事項

(1) 手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

(3) 参加表明書提出期限から見積合わせの日までの間に愛知県警察本部長から建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けた場合は、特定の取消の手続きを行うこととする。

なお、見積合わせの日は、令和8年8月27日(木)を予定している。

(4) 参加表明書、技術提案書及び企画提案書の作成、提出に関する費用は、提出者の負担とする。

(5) 参加表明書、技術提案書及び企画提案書に虚偽の記載をした場合は、参加表明書、技術提案書及び企画提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。

(6) 参加表明書、技術提案書及び企画提案書の取扱い

ア 提出した参加表明書、技術提案書及び企画提案書を発注者の了解なく公表及び使用してはならない。

イ 提出された参加表明書、技術提案書及び企画提案書は返却しない。

ウ 提出された参加表明書、技術提案書及び企画提案書は、選定又は特定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。

エ 提出された参加表明書、技術提案書、企画提案書及びその複製は、選定又は特定を行う作業以外に提出者に無断で使用しないものとする。

オ 選定又は特定された技術提案書及び企画提案書を公開する場合には、事前に提出者の同意を得るものとする。

(7) 参加表明書、技術提案書及び企画提案書の提出後において、原則として参加表明書及び技術提案書に記載された内容の変更を認めない。また、参加表明書及び技術提案書に記載した予定技術者は、原則として変更できない。ただし、病気、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であることについて発注者の承諾を得なければならない。

20 本業務の担当窓口

郵便番号 〒460-8502

住 所 名古屋市中区三の丸二丁目1番1号

課 係 名 愛知県警察本部総務部施設課営繕係

電話番号 052-951-1611 (代表)

- ・ 参加表明書及び契約に関すること 内線 2274
- ・ 技術提案書及び企画提案書に関すること 内線 2276・2282

メールアドレス

- ・ 参加表明書及び契約に関すること eizen@police.pref.aichi.lg.jp
- ・ 技術提案書及び企画提案書に関すること shisetu@police.pref.aichi.lg.jp

FAX番号 052-951-3687